商品概要説明書

JA担い手応援ローン

(令和4年4月1日現在)

商品名	JA担い手応援ローン				
	以下の条件をすべて満たす方とします。 ○ 当JAの組合員(正組合員、准組合員)であり、農業を営んでいる方または農業に従事				
ご利用 いたが方	している方。 〇 JAでの税務対応支援(決算書作成支援)等を受けている方。(以下のとおり)				
	JAの税務対応支援	白色申告	青色申告		
	① J A (青申会含む) において、 J A外取引まで記帳代行実施	×	0		
	② J A (青申会含む) で決算書作 成指導を実施している	×	0		
	③ J A (青申会含む) が臨時税理 士の資格保有・顧問税理士の雇 用・提携する税理士の紹介等を行 なっており、当該税理士等を利用 している場合	×	0		
	④上記①~③に該当せず,税理士 法33条の2による書面添付	×	0		
	⑤上記のいずれにも該当しない 場合	×	×		
	○ 原則として、直近三期分の税務申告書類の提出が可能である方。○ 原則として秋田県農業信用基金協会の保証が受けられる方。○ 信用状況に不安のない方。※ 信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞,経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、かつ秋田県農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいいます。				
	○ その他当 J Aが定める条件を満たしている方。				
資金使途	【個人】 ○ 農業生産に直結する運転資金 【法人等】 ○ 農業経営に必要な運転資金				
借入金額	○ 3,000 万円以内とし、所要額以内とします。 ※ 本ローンを複数回ご利用いただく場合、残高合計が 3,000 万円を超えることはできません。				
借入期間	○ 1年以内とします。 ○ ただし、契約更新をされた場合、引続きご利用いただくことも可能です。				
借入利率	○ 当JA所定の利率といたします。詳細については、当JAの融資窓口にお問い合わせく ださい。				
借入方式	次のいずれかよりご選択いただけます。① 手形借入② 当座借越(貯金型)				
返済方法	【貸付方式①の場合】 ○ 元金返済は、原則として期日一括償還とします。 ○ 利息のお支払いは、原則として一括前取りとします。 【貸付方式②の場合】				

	○ 元金返済は、ご入金の都度、借越残高がなくなるまでのご返済とします。○ 利息のお支払いは、毎年2月と8月の当JA所定の利息決算日に貯金口座から回収、ま		
	たは貸越元金に組み入れます。		
担保	○ 原則として、担保は不要ですが、秋田県農業信用基金協会と協議のうえ設定させていた だくこともあります。		
	○ 原則として秋田県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。○ 保証機関が必要と認めた場合には、連帯保証人を求めることがございます。○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合が		
保証	ございます。 ○ 連帯保証人を設定させて頂く場合には、連帯保証人とさせて頂く方が以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認させて頂きます。 【法人の場合】		
	・経営者(法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方) ・大株主(総株主の議決権の過半数を保有している方など) 【法人以外の場合】		
	・共同経営者(お借入される方と共同して事業を行う方) ・お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方		
	○ 「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせて頂くにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の 1 ヵ月以内に作成されたものに限ります。		
保証料	○ 秋田県農業信用基金協会所定の料率・方法により、お支払いいただきます。		
手数料	○ ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務 手数料(消費税等含む。)が必要です。		
	繰上げ時点の残存期間 1年以上 3,300円		
	1年未満 2,200円		
	○ ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、11,000円の条件変更手数料(消費税等含む)が必要です。		
苦情処理	○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA金融共済部金融課(電話:0186-22-2010)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。		
措置および紛争解決措置の	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○ 紛争解決措置		
内容	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 JA 金融共済部金融課または JA バンク相談所にお申し出ください。 仙台弁護士会(JA バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 JA バンク相談所		
	にお申し出ください。)		
その他	○ お申込みに際しては、当JA、および原則として秋田県農業信用基金協会において所定 の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もござ いますので、予めご了承ください。		
	○ 現在のお借入利率やご返済額の試算、保証意思宣明公正証書の必要有無の確認および取得方法等については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。		

JAかづの